

一般貨物自動車運送事業の経営許可申請等に係る法令試験問題  
(令和4年5月26日)

受験番号 \_\_\_\_\_

申請者(法人)名 \_\_\_\_\_

受験者の氏名 \_\_\_\_\_

(注意事項)

設問の文中には、法令の条文をそのまま引用せずに、文言等を一部省略している場合があります。

I. 次の記述のうち、正しいものには○を、誤っているものには×を  
( ) 内に記入してください。

問1 (定義)

貨物自動車運送事業法において「貨物自動車運送事業」とは一般区域貨物自動車運送事業、一般路線貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業をいう。

( )

問2 (定義)

貨物自動車運送事業法において「貨物自動車利用運送」とは、一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業を経営する者が自ら保有する自動車を利用してする貨物の運送をいう。

( )

問3 (欠格事由)

1年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から1年を経過しない者は、一般貨物自動車運送事業の経営の許可を受けることができない。

( )

#### 問4 (運転者台帳)

一般貨物自動車運送事業者等は、運転者が転任、退職その他の理由により運転者でなくなった場合には、直ちに当該運転者に係る運転者台帳に運転者でなくなった年月日及び理由を記載し、これを3年間保存しなければならない。( )

#### 問5 (事業改善の命令)

国土交通大臣は、一般貨物自動車運送事業の適正かつ合理的な運営を確保するため必要があると認めるときは、一般貨物自動車運送事業者に対し、事業計画を変更することを命ずることができるが、運賃又は料金が利用者の利便その他公共の利益を阻害している事実があると認められる場合において、当該運賃及び料金を変更することを命ずることはできない。( )

#### 問6 (輸送の安全)

一般貨物自動車運送事業者は、事業用自動車の運転者が疾病により安全な運転ができないおそれがある状態で事業用自動車を運転することを防止するために必要な医学的知見に基づく措置を講じなければならない。( )

#### 問7 (事業計画)

一般貨物自動車運送事業者は、事業計画の変更(国土交通省令で定めるものを除く。)をしようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければならない( )

#### 問8 (輸送の安全)

一般貨物自動車運送事業者は、過積載による運送の引受け、過積載による運送を前提とする運行計画の作成及び運転者等に対する過積載による運送の指示をしてはならない。( )

問 9 (運送約款)

A地点からB地点まで運ぶことへの対価を運賃、それ以外の積み込みや荷卸し等の役務の対価を料金という。

( )

問 1 0 (事業報告書及び事業実績報告書)

一般貨物自動車運送事業者は、毎事業年度に係る事業報告書を毎事業年度の経過後 1 8 0 日以内に提出しなければならない。

( )

問 1 1 (過労運転の防止)

貨物自動車運送事業者は、乗務員の健康状態の把握に努め、疾病、疲労、睡眠不足その他の理由により安全な運転をし、又はその補助をすることができないおそれがある乗務員を事業用自動車に乗務させてはならないが、運行管理者がやむを得ないと判断したときはこの限りではない。

( )

問 1 2 (過労運転の防止)

一般貨物自動車運送事業者等は、事業計画に従い業務を行うに必要な員数の 2 分の 1 以上の事業用自動車の運転者を常時選任しておかなければならない。

( )

問 1 3 (貨物の積載方法)

貨物自動車運送事業者は、事業用自動車に貨物を積載するときは、偏荷重が生じないように積載し、貨物が運搬中に荷崩れ等により事業用自動車から落下することを防止するため、貨物にロープ又はシートを掛けること等必要な措置を講じなければならない。

( )

#### 問 1 4 (点呼等)

貨物自動車運送事業者は、事業用自動車の乗務を開始しようとする運転者及び乗務を終了した運転者に対する点呼において、運行管理者(補助者)の勤務時間等の都合による場合は、対面に代えて電話による点呼を行うことができる。

( )

#### 問 1 5 (運行指示書による指示等)

一般貨物自動車運送事業者等は、前項に規定する運行の途中において、同項第 1 号又は第 3 号に掲げる事項に変更が生じた場合には、運行指示書の写しに当該変更の内容を記載し、これにより運転者に対し、電話その他の方法により当該変更の内容について適切な指示を行い、及び当該運転者が携行している運行指示書に当該変更の内容を記載させなければならない。

( )

#### 問 1 6 (適正な取引の確保)

一般貨物自動車運送事業者等は、運送条件が明確でない運送の引受け、運送の直前若しくは開始以降の運送条件の変更、荷主の都合による集貨地点等における待機又は運送契約によらない附帯業務の実施に起因する運転者の過労運転又は過積載による運送その他の輸送の安全を阻害する行為を防止するため、荷主と密接に連絡し、及び協力して、適正な取引の確保に努めなければならない。

( )

#### 問 1 7 (運行管理者)

事業者は、事業用自動車の運行の安全の確保に関する業務を行わせるため、運転手のうち運転技能が優れていると認められる者から、運行管理を選任しなければならない

( )

#### 問 1 8 (運行管理者の講習)

一般貨物自動車運送事業者等は、国土交通大臣が告示で定めるところにより、最後に国土交通大臣が認定する講習を受講した日の属する年度の翌

年度の末日を経過した運行管理者に、国土交通大臣が告示で定める講習であって国土交通大臣の認定を受けたものを受けさせなければならない。

( )

#### 問 1 9 (運行管理規程)

一般貨物自動車運送事業者等は、運行管理者の職務及び権限、統括運行管理者を選任しなければならない営業所にあつてはその職務及び権限並びに事業用自動車の運行の安全の確保に関する業務の処理基準に関する規程(「運行管理規程」という)を定めなければならない。

( )

#### 問題 2 0 (乗務等の記録)

事業者は、事業用自動車に係る運転者の乗務について、当該乗務を行った運転者ごとに、運転者の氏名、乗務した事業用自動車の自動車登録番号、乗務の開始及び終了の地点及び日時並びに主な経過地及び乗務した距離等を記録させ、かつ、その記録を3年間保存しなければならない。

( )

#### 問 2 1 (事業の休止及び廃止)

一般貨物自動車運送事業者は、その事業を休止し、又は廃止しようとするときは、その30日前までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

( )

#### 問 2 2 (事故の報告)

一般貨物自動車運送事業者は、その事業用自動車が、程度の大小にかかわらず事故を引き起こしたときは、遅滞なく、事故の種類、原因その他国土交通省令で定める事項を届け出なければならない。

( )

### 問 2 3 (有償運送)

自家用自動車は、有償で運送の用に供してはならない。ただし、公共の福祉を確保するためやむを得ない場合においては国土交通大臣の許可を受けずに行っても良い。

( )

### 問 2 4 (定期点検整備)

自動車運送事業の用に供する自動車の使用者は、1ヶ月ごとに国土交通省令で定める技術上の基準により自動車を点検しなければならない。

( )

### 問 2 5 (解雇の予告)

労働基準法上の使用者は、労働者を解雇しようとする場合においては、少なくとも30日前にその予告をしなければならない。30日前に予告をしない使用者は、30日分以上の平均賃金を支払わなければならない。但し、天災事変その他やむを得ない事由のために事業の継続が不可能になった場合等においては、この限りではない。

( )

### 問 2 6 (事業者等の責務)

事業者は、単に労働安全衛生法で定める労働災害の防止のための最低基準を守るだけでなく、快適な職場環境の実現と労働条件の改善を通じて職場における労働者の安全と健康を確保するようにしなければならない。また、事業者は、荷主が実施する労働災害の防止に関する施策に協力するようにしなければならない。

( )

**II. 次の問 2 7 から問 2 8 の文章の指示に従って、設問に答えてください。**

### 問題 2 7 (貨物自動車運送事業に従事する自動車運転者の拘束時間等)

貨物自動車運送事業に従事する自動車運転者の拘束時間、休息期間及び運転時間については、労働省告示（平成元年2月9日労働省告示第7号）

によって定められています。次の中から正しいものを3つ選び記入しなさい。

- ア. 拘束時間は、1箇月について393時間超えないものとする。
- イ. 1日についての拘束時間は、10時間を超えないものとし、当該拘束時間を延長する場合であっても最大拘束時間は、12時間とすること。
- ウ. 勤務終了後、継続8時間以上の休息期間を与えること。
- エ. 運転時間は、2日を平均し1日当たり9時間、2週間を平均し1週間当たり44時間を超えないものとする。
- オ. 連続運転時間は、4時間を超えないものとする。

(        ) (        ) (        )

#### 問28 (過労運転の防止)

一般貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に常時選任する者として認められないものを、次のア～ウの中から1つ選び、(     )内に記入してください。

- ア. 日々雇い入れられる者
- イ. 労働者派遣事業者から派遣された者
- ウ. 6ヶ月間の期間を定めて使用される者

(        )

一般貨物自動車運送事業の経営許可申請等に係る法令試験問題  
(令和4年5月26日)

受験番号 \_\_\_\_\_

申請者(法人)名 \_\_\_\_\_

受験者の氏名 \_\_\_\_\_

(注意事項)

設問の文中には、法令の条文をそのまま引用せずに、文言等を一部省略している場合があります。

I. 次の記述のうち、正しいものには○を、誤っているものには×を  
( ) 内に記入してください。

問1 (定義) 【貨物自動車運送事業法】

貨物自動車運送事業法において「貨物自動車運送事業」とは一般区域貨物自動車運送事業、一般路線貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業をいう。

(第2条第1項) 一般貨物、特定貨物、貨物軽 ( × )

問2 (定義) 【貨物自動車運送事業法】

貨物自動車運送事業法において「貨物自動車利用運送」とは、一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業を経営する者が自ら保有する自動車を利用してする貨物の運送をいう。

(第2条第7項) 他の者の行う運送を利用してする貨物の運送をいう  
( × )

問3 (欠格事由) 【貨物自動車運送事業法】

1年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から1年を経過しない者は、一般貨物自動車運送事業の経営の許可を受けることができない。

(第5条第1項) 執行を終わり又は執行を受けることがなくなった日から5年 ( × )



問4 (運転者台帳) 【貨物自動車運送事業輸送安全規則】

一般貨物自動車運送事業者等は、運転者が転任、退職その他の理由により運転者でなくなった場合には、直ちに当該運転者に係る運転者台帳に運転者でなくなった年月日及び理由を記載し、これを3年間保存しなければならない。

(第9条の5第2項) ( ○ )

問5 (事業改善の命令) 【貨物自動車運送事業法】

国土交通大臣は、一般貨物自動車運送事業の適正かつ合理的な運営を確保するため必要があると認めるときは、一般貨物自動車運送事業者に対し、事業計画を変更することを命ずることができるが、運賃又は料金が利用者の利便その他公共の利益を阻害している事実があると認められる場合において、当該運賃及び料金を変更することを命ずることはできない。

(第26条5項) 運賃又は料金を変更することを命ずることができる  
( × )

問6 (輸送の安全) 【貨物自動車運送事業法】

一般貨物自動車運送事業者は、事業用自動車の運転者が疾病により安全な運転ができないおそれがある状態で事業用自動車を運転することを防止するために必要な医学的知見に基づく措置を講じなければならない。

(第17条第2項) ( ○ )

問7 (事業計画) 【貨物自動車運送事業法】

一般貨物自動車運送事業者は、事業計画の変更(国土交通省令で定めるものを除く。)をしようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければならない。

(第9条第1項)

( ○ )

問8 (輸送の安全) 【貨物自動車運送事業法】

一般貨物自動車運送事業者は、過積載による運送の引受け、過積載による運送を前提とする運行計画の作成及び運転者等に対する過積載による運送の指示をしてはならない。

(第17条第3項) ( ○ )

問9 (運送約款) 【貨物自動車運送事業法】

A地点からB地点まで運ぶことへの対価を運賃、それ以外の積み込みや荷卸し等の役務の対価を料金という。

(第10条第2項第3号) ( ○ )

問10 (事業報告書及び事業実績報告書) 【貨物自動車運送事業法報告規則】一般貨物自動車運送事業者は、毎事業年度に係る事業報告書を毎事業年度の経過後180日以内に提出しなければならない。

(第2条第1項) 100日以内 ( × )

問11 (過労運転の防止) 【貨物自動車運送事業輸送安全規則】

貨物自動車運送事業者は、乗務員の健康状態の把握に努め、疾病、疲労、睡眠不足その他の理由により安全な運転をし、又はその補助をすることができないおそれがある乗務員を事業用自動車に乗務させてはならないが、運行管理者がやむを得ないと判断したときはこの限りではない。

(第3条第6項) 運行管理者がやむを得ないと判断しても不可 ( × )

問12 (過労運転の防止) 【貨物自動車運送事業輸送安全規則】

一般貨物自動車運送事業者等は、事業計画に従い業務を行うに必要な員数の2分の1以上の事業用自動車の運転者を常時選任しておかなければならない。

(第3条第1項) 2分の1ではない ( × )

問13 (貨物の積載方法) 【貨物自動車運送事業輸送安全規則】

貨物自動車運送事業者は、事業用自動車に貨物を積載するときは、偏荷重が生じないように積載し、貨物が運搬中に荷崩れ等により事業用自動車から落下することを防止するため、貨物にロープ又はシートを掛けること等必要な措置を講じなければならない。

(第5条) ( ○ )

問14（点呼等）【貨物自動車運送事業輸送安全規則】

貨物自動車運送事業者は、事業用自動車の乗務を開始しようとする運転者及び乗務を終了した運転者に対する点呼において、運行管理者（補助者）の勤務時間等の都合による場合は、対面に代えて電話による点呼を行うことができる。

（第7条第1項）運行上やむを得ない場合を除き、対面（ × ）

問15（運行指示書による指示等）【貨物自動車運送事業輸送安全規則】

一般貨物自動車運送事業者等は、前項に規定する運行の途中において、同項第1号又は第3号に掲げる事項に変更が生じた場合には、運行指示書の写しに当該変更の内容を記載し、これにより運転者に対し、電話その他の方法により当該変更の内容について適切な指示を行い、及び当該運転者が携行している運行指示書に当該変更の内容を記載させなければならない。

（第9条の3第2項）（ ○ ）

問16（適正な取引の確保）

一般貨物自動車運送事業者等は、運送条件が明確でない運送の引受け、運送の直前若しくは開始以降の運送条件の変更、荷主の都合による集貨地点等における待機又は運送契約によらない附帯業務の実施に起因する運転者の過労運転又は過積載による運送その他の輸送の安全を阻害する行為を防止するため、荷主と密接に連絡し、及び協力して、適正な取引の確保に努めなければならない。

（第9条の4）（ ○ ）

問17（運行管理者）【貨物自動車運送事業輸送安全規則】

事業者は、事業用自動車の運行の安全の確保に関する業務を行わせるため、運転手のうち運転技能が優れていると認められる者から、運行管理を選任しなければならない

（第24条）5年以上の実務の経験、5回以上の講習受講（ × ）

問18 (運行管理者の講習) 【貨物自動車運送事業輸送安全規則】

一般貨物自動車運送事業者等は、国土交通大臣が告示で定めるところにより、最後に国土交通大臣が認定する講習を受講した日の属する年度の翌年度の末日を経過した運行管理者に、国土交通大臣が告示で定める講習であって国土交通大臣の認定を受けたものを受けさせなければならない。

(第23条) ( ○ )

問19 (運行管理規程) 【貨物自動車運送事業輸送安全規則】

一般貨物自動車運送事業者等は、運行管理者の職務及び権限、統括運行管理者を選任しなければならない営業所にあつてはその職務及び権限並びに事業用自動車の運行の安全の確保に関する業務の処理基準に関する規程(「運行管理規程」という)を定めなければならない。

(第21条第1項) ( ○ )

問題20 (乗務等の記録) 【貨物自動車運送事業輸送安全規則】

事業者は、事業用自動車に係る運転者の乗務について、当該乗務を行った運転者ごとに、運転者の氏名、乗務した事業用自動車の自動車登録番号、乗務の開始及び終了の地点及び日時並びに主な経過地及び乗務した距離等を記録させ、かつ、その記録を3年間保存しなければならない。

(第8条第1項) 3年間→1年間 ( × )

問21 (事業の休止及び廃止) 【貨物自動車運送事業法】

一般貨物自動車運送事業者は、その事業を休止し、又は廃止しようとするときは、その30日前までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

(第32条) ( ○ )

問22 (事故の報告) 【貨物自動車運送事業法】

一般貨物自動車運送事業者は、その事業用自動車が、程度の大小にかかわらず事故を引き起こしたときは、遅滞なく、事故の種類、原因その他国土交通省令で定める事項を届け出なければならない。

(第24条) 転覆、火災、その他省令で定める重大な事故を引き起こしたとき ( × )

問 2 3 (有償運送) **【道路運送法】**

自家用自動車は、有償で運送の用に供してはならない。ただし、公共の福祉を確保するためやむを得ない場合においては国土交通大臣の許可を受けずに行っても良い。

(第 7 8 条第 3 号) 許可を受けなければならない ( × )

問 2 4 (定期点検整備) **【道路運送車両法】**

自動車運送事業の用に供する自動車の使用者は、1ヶ月ごとに国土交通省令で定める技術上の基準により自動車を点検しなければならない。

(第 4 8 条) × 1ヶ月ごと → ○ 3ヶ月ごと ( × )

問 2 5 (解雇の予告) **【労働基準法】**

労働基準法上の使用者は、労働者を解雇しようとする場合においては、少なくとも 30 日前にその予告をしなければならない。30 日前に予告をしない使用者は、30 日分以上の平均賃金を支払わなければならない。但し、天災事変その他やむを得ない事由のために事業の継続が不可能になった場合等においては、この限りではない。

(第 2 0 条第 1 項) ( ○ )

問 2 6 (事業者等の責務) **【労働安全衛生法】**

事業者は、単に労働安全衛生法で定める労働災害の防止のための最低基準を守るだけでなく、快適な職場環境の実現と労働条件の改善を通じて職場における労働者の安全と健康を確保するようにしなければならない。また、事業者は、荷主が実施する労働災害の防止に関する施策に協力するようにしなければならない。

(第 3 条第 1 項) 国が実施する ( × )

II. 次の問 2 7 から問 2 8 の文章の指示に従って、設問に答えてください。

問題 2 7 (貨物自動車運送事業に従事する自動車運転者の拘束時間等)

**【自動車運転者の労働時間等の改善のための基準】**

貨物自動車運送事業に従事する自動車運転者の拘束時間、休息期間及び運転時間については、労働省告示 (平成元年 2 月 9 日労働省告示第 7 号) によって定められています。次の中から正しいものを 3 つ選び記入しな

い。

ア. 拘束時間は、1箇月について393時間超えないものとする。

イ. 1日についての拘束時間は、10時間を超えないものとし、当該拘束時間を延長する場合であっても最大拘束時間は、12時間とする。

ウ. 勤務終了後、継続8時間以上の休息期間を与える。

エ. 運転時間は、2日を平均し1日当たり9時間、2週間を平均し1週間当たり44時間を超えないものとする。

オ. 連続運転時間は、4時間を超えないものとする。

(ウ)(エ)(オ)

問28 (過労運転の防止) 【貨物自動車運送事業輸送安全規則】

一般貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に常時選任する者として認められないものを、次のア～ウの中から1つ選び、( )内に記入してください。

ア. 日々雇い入れられる者

イ. 労働者派遣事業者から派遣された者

ウ. 6ヶ月間の期間を定めて使用される者

(第3条第2項)(ア)

# 令和4年5月26日実施の法令試験受験者の皆様へ

中国運輸局が令和4年5月26日に実施した一般貨物自動車運送事業の経営許可申請等に係る法令試験問題の回答について、令和4年5月27日14時～同日16時に一部以下のとおり誤った回答の掲載がありました。

## 問26（事業者等の責務）【労働安全衛生法】

事業者は、単に労働安全衛生法で定める労働災害の防止のための最低基準を守るだけでなく、快適な職場環境の実現と労働条件の改善を通じて職場における労働者の安全と健康を確保するようにしなければならない。また、事業者は、**荷主**が実施する労働災害の防止に関する施策に協力するようしなければならない。

回答：(第3条第1項) (  ) としておりましたが、正式な回答は(第3条第1項)国が実施する(  ) となります。

### (設問の取扱と合否結果について)

- ・ 当該設問については出題されなかったものとして取り扱います。
- ・ 受験者の皆さまの合否の結果については、変更はございません。

受験者の皆様へご迷惑をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。

<お問い合わせ先>

中国運輸局自動車交通部貨物課 : 082-228-3438